

2017年度 事業計画書

特定非営利活動法人

大阪精神医療人権センター

第1 事業期間

2017年4月1日～2018年3月31日

第2 事業実施の方針

1 事業の概要

2017年度も、(i)精神科病院に入院する方々（以下「入院者」という。）への個別相談（手紙、電話及び面会）、(ii)精神科病院への訪問活動・情報公開及び(iii)精神医療及び精神保健福祉に関する政策提言活動を、3つの柱として事業を実施する。

2 精神科病院入院者への個別相談（手紙、電話及び面会）

(1) 個別相談（手紙、電話及び面会）

当センターは、「声をきく」ことを最も重要な価値観の一つとして、精神科病院入院者への個別相談（手紙、電話及び面会）を行っており、2017年度も継続して実施する。

(2) 精神科病院入院者への面会活動拡充のための基盤整備事業

ア 基盤整備事業の経緯

当センターは、日本財団の助成金申請を行い、2017年度は、中長期的な計画をもって精神科病院入院者への面会活動拡充のための基盤整備事業（以下「基盤整備事業」という。）に着手することになった。

イ 基盤整備事業の目的

日本の精神医療においては長期入院や社会的入院の問題が解消されておらず、権利擁護システムが欠如している。そこで、入院患者への個別相談活動（手紙、電話及び面会）を行い、入院患者の権利行使を支援し、その権利を擁護する仕組みを提供することを目的とする。

ウ 基盤整備事業の目標

- ① 大阪府及び大阪府以外の地域にある精神障害者の権利擁護に 関心のある団体との情報交換や交流を活性化させ、団体のノウハウ等を活用してもらうことにより各地域で個別相談ボランティアスタッフを育成し、個別相談に対応できる体制の構築を支援する。
- ② 個別相談により長期入院等の問題が解消された事例を積み重ね、情報収集・分析することにより、権利擁護活動の必要性を全国に向けて情報発信する。
- ③ 個別相談の具体的な活動内容、手順及び留意点等を整理し、個別相談活動の質を向上させるノウハウ等を情報発信する。

3 精神科病院への訪問活動・情報公開

(1) 療養環境サポーター制度

ア 療養環境サポーター制度(大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業)は、療養環境サポーターが病棟等を訪問し、精神科病院の病棟へ視察し、入院者から聞き取りを行う権利擁護システムである。

精神科病院入院者の人権を擁護し、より良好な療養環境の維持、発展を目的として、2009年4月からスタートした。当センターは、訪問先病院の選定、サポーターの日程調整、報告書作成に関与する等重要な役割を担っている。2017年度も継続して、療養環境サポーター制度に参加し、訪問活動を実施する。

イ 当センターの理事2名が委員として、事務局長が臨時委員として、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の委員として出席し、病院訪問報告と療養環境の改善に向けて意見を述べる。

(2) 大阪府立精神医療センター医療観察法病棟への訪問活動

2017年度も継続的に実施する。

4 精神医療及び精神保健福祉に関する政策提言活動

(1) 強制入院制度の抜本的な見直しを求める

ア 昨年度、2016年5月28日、当センターの総会・記念講演会の参加者一同において、精神保健福祉法の定める精神障害を理由とする強制入院制度を根本から見直すとともに、入院者の権利行使を支援する制度を早急に創ることを求める旨の声明を発表した。

イ 2017年度は、上記声明をより一層拡充、深化させるために、権利擁護システム研究会(コーディネーター:山梨学院大学法学部政治行政科 教授 竹端寛氏)を開催し、定期的に研究会を重ねる。2017年度は「強制入院を問う」をテーマに、強制入院制度の抜本的見直しに向けた具体的方策を検討し、情報発信を強化する。

(2) 精神医療を治安目的として利用する精神保健福祉法「改正」に反対する

昨年度、精神保健福祉法「改正」に反対する旨の意見書を公表し、精神医療を治安目的として利用することを積極的に反対してきたが、2017年度も継続的にこの取り組みを行い、安心してかかる精神医療の実現を目指す。

(3) 心神喪失者等医療観察法の廃止を求める

心神喪失者等医療観察法は、その施行前から精神障害者に対する差別と偏見を一層拡大するもので、法律として根本的欠陥を有しているため廃止されるべきであると指摘されてきた。法の運用実態をみると、まさにその根本的欠陥が様々な場面で露呈してきていること示している。同法の廃止を求める活動を諸団体と協力して行う。

(4) その他

①精神科病院への入院者に対する安易な意思決定支援システムの導入に対する批判、②認知症の人の権利擁護システムの捉え方及び③精神科病院への入院者に対する「重度かつ慢性」の基準策定に対する反対等、随時検討し、発信を行う。

第3 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 投書又は電話による相談事業

ア 電話相談は、当センターの事務所において、毎週1回以上、原則として、毎週水曜日の午後2時から5時まで、主として精神科病院への入院者を対象に行う。

イ 金銭を所持していない入院者のうち、希望者にはテレホンカードを無償で配布する。

ウ 投書又はメールによる相談は、随時行う。

(2) 精神科病院等への面会活動

ア 面会活動

大阪府下の精神科病院への入院者からの希望に従い、ボランティア面会スタッフによる面会活動を実施する。

イ 基盤整備事業

(ア) 面会活動拡充の基盤整備のための検討チーム

時期：1～2ヶ月に1回

場所：大阪市

参加者：委員3名から4名と事務局

内容：面会活動のためのマニュアル・各種書式・相談システムの整備、大阪府及び大阪府以外の地域にある精神障害者の権利擁護に関心のある団体等の活動の情報収集と整理、ウェブページに個別相談スタッフ用ページを作成して情報の入力と蓄積ができるようにする。また、養成講座や事例検討会の企画を行う。

(イ) 個別相談スタッフ（リーダーを含む）の養成

①養成講座の実施（1回）

時期：2017年9月

場所：大阪市

参加者：当事者・家族・医療福祉従事者・弁護士・教員・市民（大阪府外からも参加してもらう）約10名

②事例検討会の実施（2回）

時期：2017年7・12月

参加者：個別相談スタッフ・他団体等 10～20名

③他団体等から大阪での面会活動に同行（1～2回）

時期：2017年11～2018年3月

場所：府内の精神科病院

参加者：個別相談スタッフと他団体等のスタッフ

(3) 精神科病院への訪問活動・情報公開

ア 「大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会制度（療養環境サポーター活動）」に積極的に参加し、精神科病院の訪問、療養環境の視察と入院者からの聴き取り、協議会への報告書の提出・検討、病院への改善提案等を行い、人権に配慮した精神科療養環境の実現を目ざす。

訪問活動は原則として月に1回の実施を目指す。

イ 「大阪府精神科病院療養環境検討協議会制度」の下での病院訪問活動や、その他の病院訪問活動によって得られた情報あるいは情報公開条例に基づき開示された情報等を集約・分析して、その結果を公表していく。

(4) 啓発・広報活動

ア 人権センターニュース発行（偶数月）

人権センターニュースの内容：

- ① 個別相談（手紙、電話及び面会）の報告
- ② 精神科病院への入院者の声
- ③ 訪問活動の報告
- ④ 当センターの意見書、声明
- ⑤ 強制入院制度の抜本的見直し及び権利擁護システムに関する調査研究活動の報告
- ⑥ 事例検討会やボランティア養成講座の報告
- ⑦ 講演会、研修会の報告
- ⑧ 精神科病院入院者への面会活動拡充のための基盤整備事業の進捗状況の報告
- ⑨ 精神医療及び精神保健福祉の動向に関する情報
- ⑩ 当センター賛同者からの寄稿（賛同者企画）

イ ホームページの改善

- ① ウェブページに個別相談スタッフ用ページを作成して情報の入力と蓄積ができるようにする。
- ② 当センターの活動を紹介するページの充実（簡易な英語版頁の作成を含む。）

ウ ホームページ、ブログ、フェイスブックの充実

ホームページ、ブログ、フェイスブックを充実させ、利用者・市民にとってより分かりやすい情報発信を行い、問題提起、政策提言等を積極的に行っていく。

エ メルマガ「扉よひらけ」の発行（会員向け・月1回）

オ 講演会・シンポジウムの開催

① 定時総会・記念講演会

「精神保健福祉法改正をどうみるか」講師 原昌平氏

2017年5月27日午後1時30分～午後4時30分

エルおおさか南館 南ホール（定員200名）

② 設立32周年・記念講演会

内容・未定

2017年11月18日午後 エル大阪南館 南ホール（定員200名）

③ 随時、他団体との共催企画を検討する

- ・医療観察法廃止全国集会 東京（2017年7月、11月 東京）
- ・大阪精神障害者連絡会（ぼちぼちクラブ）との共催企画
- ・大阪弁護士会、大阪精神科診療所協会との共催企画

(5) 調査研究活動

ア 権利擁護システム研究会～強制入院を問う～

(コーディネーター：山梨学院大学法学部政治行政科 教授 竹端寛氏)

2017年6月、8月、11月、2018年1月の合計4回

- 第1回 強制入院を知る
- 第2回 強制入院を問う
- 第3回 強制入院を捉えなおす
- 第4回 強制入院制度の抜本的見直しに向けて

イ その他調査研究活動

権利擁護システム研究会以外にも、障害者総合支援法の運用実態、障害者差別解消法について障害者権利条約の規定に合わせて提言を行い、事例研究等を行う等必要に応じて、適宜、調査研究活動を行う。

(6) 国・地方自治体への働きかけ

- ア 各種審議会等に参加し、精神障害者の人権擁護についての問題提起や政策提言を積極的に行う。
- イ 「大阪府精神科病院療養環境検討協議会」制度の下での病院訪問活動で得られた情報等を協議会に報告して検討し、人権に配慮した精神科医療体制の確立に向け、個々の病院への働きかけを行うとともに、行政に対しても積極的に提言していく。
- ウ 「地域移行支援型ホーム」（病院敷地内グループホーム）の問題について自治体の動き（設置できるような条例改正をしないか）に注目し、反対の声をあげていく。
- エ 医療法施行規則第10条3「精神病患者は精神病室ではない病室に入院させないこと」との規定をなくすための提言をしていく。

(7) 講演会や研修等への講師派遣

- ① 大阪での病院訪問活動
- ② 精神科病院入院者の権利擁護
- ③ 権利擁護システムの実現に向けて
- ④ 精神保健福祉法の現状と課題
- ⑤ 退院請求、処遇改善請求及び精神医療審査会の実態
- ⑥ 障害者差別解消法
- ⑦ 後見制度と権利擁護

2 その他の事業

実施しない。

3 上記1及び2以外の事業

実施しない。

以上